佐賀県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和6年3月22日から令和6年4月22日まで 佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄 線	嬉野市塩田町大字五町田字千堂甲 2905 番 2 地先から 嬉野市塩田町大字五町田字日千田甲 3082 番 2 地先まで	令和6.3.22
県道 嬉野下宿塩 田線	嬉野市塩田町大字五町田字大黒町甲 3485番1地先から 嬉野市塩田町大字五町田字千堂甲 2950番 3地先まで	令和6.3.22